

豊中市操業環境対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号）の理念に基づき、事業者が実施する改善対策に対して補助金を交付することにより、事業所の安定した操業環境を形成することで、住宅と事業所が共存・共生することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域又は工業地域（以下「準工業地域又は工業地域」という。）において、次条に規定する事業を行う事業者（法人事業者又は個人事業者）とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、準工業地域又は工業地域に存在する事業所において発生する騒音、振動又は悪臭に関する建築物等の新設、改築、増築、機械設備（生産にかかる機械設備は除く。）の新規購入、改造、交換等を行う事業その他市長が認める事業とする。

(補助対象事業の要件)

第4条 前条に規定する補助対象事業について、騒音に係る対策の場合は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 現在操業を行っている事業所から発生する対策前の数値（以下「対策前数値」という。）が騒音規制法に基づく規制基準（平成13年豊中市告示第67号。以下「告示第67号」という。）に規定する第三種区域及び第四種区域については、それぞれの区域の規制基準値以内の数値であること。
- (2) 事業完了時に事業所から発生する対策後の数値（以下「対策後数値」という。）が告示第67号に規定する第三種区域及び第四種区域のうち、既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域については、告示第67号に規定する第二種区域の規制基準値以内の数値であること。
- (3) 対策後数値が告示第67号に規定する第四種区域のうち、その他の区域については、告示第67号に規定する第三種区域の規制基準値以内の数値であること。

2 前条に規定する補助対象事業について、振動に係る対策の場合は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 対策前数値が振動規制法に基づく規制基準（平成13年豊中市告示第71号。以下「告示第71号」という。）に規定する第二種区域（Ⅰ）及び第二種区域（Ⅱ）については、それぞれの区域の規制基準値以内の数値であること。

- (2) 対策後数値が告示第71号に規定する第二種区域（Ⅰ）及び第二種区域（Ⅱ）のうち、既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域については、告示第71号に規定する第一種区域の規制基準値以内の数値であること。
 - (3) 対策後数値が告示第71号に規定する第二種区域（Ⅱ）のうち、その他の区域については、告示第71号に規定する第二種区域（Ⅰ）の規制基準値以内の数値であること。
- 3 前条に規定する補助対象事業について、悪臭に係る対策の場合は、次の各号に該当するものとする。
- (1) 原因物質が悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）に規定する特定悪臭物質であり、かつ、対策前の数値が悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第1項第1号に規定する規制基準値以内の数値であること。
 - (2) 対策後数値が対策前に計測した前号に規定する規制基準値以内の数値の10分の1以下の数値であること。

（補助対象経費及び金額）

- 第5条 補助金の交付対象は、その対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た金額以内で、かつ、上限3,000,000円とし、補助金交付の申込みの属する年度ごとに、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助対象外事業）

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業として認めないものとする。
- (1) 補助対象事業の内容が対策前後の数値や周囲の状況等に鑑みて、適当でないと認められるもの。
 - (2) 補助対象事業が法令等に抵触する恐れがあるもの。
 - (3) その他市長が補助対象事業として適当でないと認めるもの。

（補助金交付の申込み）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、当該事業の着手前に、豊中市操業環境対策補助金交付申込書（様式第1号-1。以下「申込書」という。）を次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類（様式第1号-2）
 - (2) 事業計画書（様式第1号-3）
 - (3) 事業予算書（様式第1号-4）
 - (4) 申込者が法人事業者の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は、確定申告書）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定の通知）

- 第8条 市長は、申込書の提出があったときは、内容等を審査し、補助金交付の可否を判断し、豊中市操業環境対策補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は豊中市操業環境対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定通知書を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、速やかに補助対象事業の対策前数値を計測し、その数値が記載された計量証明書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付決定を行うに際して、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（補助対象事業の完了）

- 第9条 補助対象事業者は、交付決定通知書を受けた後、当該補助対象事業を速やかに完了するよう努めなければならない。
- 2 補助対象事業は、第4条各項の基準に適合することの確認をもって完了とする。

（補助対象事業の実績報告）

- 第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施後、速やかに豊中市操業環境対策補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業の対策後数値が記載された計量証明書
 - (2) 竣工図面及び竣工写真
 - (3) 補助対象経費の支出を証する書類
 - (4) 市税（市民税又は法人市民税）の完納を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の受理後、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付金額を確定し、豊中市操業環境対策補助金交付金額確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

- 第12条 確定通知書を受けた補助対象事業者は、豊中市操業環境対策補助金交付請求書（様式第6号）を確定通知書を受けた日の属する年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

- 第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

（補助金交付申込内容の変更等）

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに豊中市操業環境対策補助金変更交付申込書（様式第7号。以下「変更交付申込書」という。）又は豊中市操業環境対策補助対象事業中止・廃止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業者の名称、所在地、代表者等に変更が生じたとき。
 - (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費に変更が生じたとき又は生じることが判明したとき。
 - (3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。

- (4) 補助対象事業が予定期間内に完了せず又は補助対象事業の遂行が困難となったとき。
- 2 変更交付申込書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更計画書（様式第7号-2）
 - (2) 事業変更予算書（様式第7号-3）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、変更交付申込書の提出があったときは、内容等を審査し、変更を承認することの可否を判断し、豊中市操業環境対策補助金変更交付決定通知書（様式第9号）又は豊中市操業環境対策補助金変更不交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 4 補助対象事業者が申込みを取り下げようとするときは、豊中市操業環境対策補助金交付申込取下届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業者の地位の承継）

- 第15条 補助対象事業者に係る相続、譲渡、合併、分割等により、補助対象事業を承継しようとする者（以下「後継者」という。）は、豊中市操業環境対策補助対象事業承継承認申込書（様式第12号。以下「承継承認申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 承継承認申込書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 後継者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類（様式第1号-2）
 - (2) 後継者が地位を承継したこと又は承継する地位にあることが確認できる書類
 - (3) 後継者が法人事業者の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は、確定申告書）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
 - 3 市長は、承継承認申込書の提出があったときは、内容等を審査し、承継を承認することの可否を判断し、豊中市操業環境対策補助対象事業承継承認通知書（様式第13号）又は豊中市操業環境対策補助対象事業承継不承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

- 第16条 市長は、補助対象事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
 - (3) 実績報告時において、市税（市民税又は法人市民税）を滞納しているとき。
 - (4) 補助対象事業が完了しているにも関わらず、実績報告書の提出がなされなかったとき。
 - (5) 補助対象事業を中止もしくは廃止したとき又は補助対象事業が中止もしくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
 - (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
 - (7) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、豊中市操業環境対策補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項各号の場合において、補助対象事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（取得財産等の管理）

- 第17条 補助金の交付を受けた補助対象事業者（以下「補助金受領者」という。）は、補助

対象事業により取得した財産等（以下「取得財産等」という。）を補助対象事業の完了後においても、補助金交付の目的に従って取得財産等を管理し、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第18条 補助金受領者は、取得財産等の取得後5年間は、取得財産等を市長の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供する等の処分行為を行ってはならない。

（帳簿等関係書類の保管、調査及び指示）

第19条 補助金受領者は、帳簿等関係書類を5年間保管しなければならない。

2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助金受領者に対して、補助対象事業に関し報告を求め、又は帳簿等関係書類を調査することができる。

3 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、補助金受領者に対して補助対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

（補助金の利用制限）

第20条 補助金の交付は、各年度において1事業者につき1回限りとする。

（他補助金等との併用制限）

第21条 申込者が国、府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

（豊中市補助金等交付規則の適用）

第22条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるものとする。

（施行細目）

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

役員等名簿

事業所名称				
所在地		豊中市		
役職名等	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

備考

- 1 役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所の情報を豊中市操業環境対策補助金交付要綱第7条第1号の規定に該当するか否かの確認のため関係機関に照会します。
- 3 この名簿は、2に掲げる確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

事業予算書

申込者名 _____

1. 収入内訳 (資金調達内訳)

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
本 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出内訳

(単位：円)

区分	項目	予算額	内容 (積算根拠等)
補助対象経費			
合計			

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金交付決定通知書

年（ 年） 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助金の交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 補助対象経費及び交付決定金額

補助対象経費 金 _____ 円

交付決定金額 金 _____ 円

3. 交付の条件

- ・ 交付決定通知書の受理後、速やかに環境計量士が作成した対策前の「計量証明書」を提出してください。
 - ・ また、速やかに補助対象事業が完了するよう努めるとともに、事業が終了次第、実績報告書を提出してください。
 - ・ 補助対象事業の要件を満たさないことが判明した場合は、交付決定の通知を取り消すことがあります。
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金不交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助金の交付
申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第8条
第1項の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 不交付決定の理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

豊中市長 宛

所在地
名称
代表者

印

豊中市操業環境対策補助金実績報告書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号で交付決定を受けました補助対象事業につきまして、事業が終了しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 補助対象経費及び交付決定金額

補助対象経費 金 _____ 円

交付決定金額 金 _____ 円

3. 添付資料

	・対策後数値が記載された環境計量士が作成した計量証明書
	・竣工図書（竣工図面と竣工写真）
	・補助対象経費の支出を証する書類（納品書・請求書・領収書等）
	・市税（市民税又は法人市民税）の完納を証する書類（領収書の写し又は納税証明書）
	・その他市長が必要と認める書類（ ）

※○印がついた書類を添付してください。

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金交付金額確定通知書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号で交付決定の通知をしました豊中市操業環境対策補助金につきまして、下記のとおり交付金額が確定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 確定金額 金 _____ 円

3. 交付条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">補助金交付の目的に従って、取得財産等の管理を行ってください。交付条件を満たさないことが判明した場合、もしくは交付条件に反する行為があった場合は補助金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。 |
| <ol style="list-style-type: none">この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |

豊中市長 宛

所在地
名称
代表者 ⑩

豊中市操業環境対策補助金交付請求書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号にて豊中市操業環境対策補助金の交付金額
確定の通知を受けましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第12条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

なお、上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みいただきますよう依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 支店
預金種別	当座 ・ 普通
振込口座番号	
フリガナ	
口座名義	

豊中市長 宛

所在地
名称
代表者

印

豊中市操業環境対策補助金変更交付申込書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号で交付決定を受けました補助対象事業に
に変更がありましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記
のとおり関係書類を添付して申込みます。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称

所在地

2. 補助金交付決定額

金 _____ 円

3. 補助対象経費

【変更前】 金 _____ 円

【変更後】 金 _____ 円

4. 補助金変更申込額

金 _____ 円

5. 変更の内容及び理由

6. 添付資料

- ・事業変更計画書（様式第7号—2）
- ・事業変更予算書（様式第7号—3）

事業変更予算書

補助対象事業者名 _____

1. 収入内訳（資金調達内訳） (単位：円)

区 分	金 額	備 考
本 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出内訳 (単位：円)

区 分	項 目	予 算 額		内 容 (積算根拠等)
		変 更 前	変 更 後	
補助対象経費				
合 計				

年 (年) 月 日

豊中市長 宛

所 在 地
名 称
代 表 者

印

豊中市操業環境対策補助対象事業中止・廃止届出書

年 (年) 月 日付豊活産第 号で交付決定を受けました補助対象事業
を中止・廃止しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、
下記のとおり届出します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 届出区分 中止 ・ 廃止

3. 中止・廃止した年月日 年 (年) 月 日

4. 中止・廃止した理由

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金変更交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助金の変更交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称 _____

所在地 _____

2. 補助対象経費及び交付申込金額

変更前補助対象経費 金 _____ 円 変更前補助金額 金 _____ 円

変更後補助対象経費 金 _____ 円 変更後補助金額 金 _____ 円

増減額 金 _____ 円 増減額 金 _____ 円

3. 変更を認める内容

4. 交付の条件

・補助対象事業の要件を満たさないことが判明した場合は、交付決定の通知を取消すことがあります。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金変更不交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助金の変更交付申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称

所在地

2. 不交付決定の理由

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 1 号

年 (年) 月 日

豊中市長 宛

住 所

名 称

代表者名

⑨

豊中市操業環境対策補助金交付申込取下届出書

年 (年) 月 日付で申込み、年 (年) 月 日付豊活産
第 号で交付決定を受けました豊中市操業環境対策補助金につきまして、下記のとおり申込み
を取下げますので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第 1 4 条第 4 項の規定により届出します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称

所在地

2. 交付申込み取下げの理由

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助対象事業承継承認通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助対象事業の承継承認の申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

記

1. 承認内容

後継者 (代表者)	
後継事業者の所在地	
承継者 (代表者)	
承継事業所名	
承継事業所の所在地	豊中市

2. 承継承認の条件

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助対象事業承継不承認通知書

年（ 年） 月 日付で申込みのありました豊中市操業環境対策補助対象事業の承継承認の申込みにつきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

記

1. 承継承認前補助対象事業者

承継者（代表者）	
承継事業所名	
承継事業所の所在地	豊中市

2. 承継不承認決定の理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

様

豊中市長

豊中市操業環境対策補助金交付決定取消通知書

年 (年) 月 日付豊活産第 号で通知しました豊中市操業環境対策補助金の交付決定につきまして、以下の理由により取消することとしたため、豊中市操業環境対策補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業者

事業所名称	
所在地	豊中市

2. 交付決定取消しの理由

<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
